

# 大都市行財政制度調査特別委員会調査報告書

令和5年1月13日

市議会議長 和 氣 健 様

大都市行財政制度調査特別委員会  
委員長 松 本 好 厚

本委員会に付託された事件について調査の結果を下記のとおり、岡山市議会会議規則第80条の規定により報告します。

## 記

- 1 調 査 事 件
  - (1) 大都市制度等に関する調査
  - (2) 大都市にふさわしい行財政制度に関する調査
- 2 調査の結果（意見）  
別紙のとおり
- 3 経過または概況  
別紙のとおり

# 大都市行財政制度調査特別委員会調査状況

## 1 構成

委員長	松本好厚
副委員長	江田厚志
委員	田口裕士
〃	小川信幸
〃	竹永光恵
〃	則武宣弘
〃	林敏宏
〃	成本俊一
〃	柳迫和夫
〃	森田卓司
〃	熊代昭彦

## 2 調査概要

### ○令和3年5月14日（第1回）

令和3年5月臨時市議会において本特別委員会が設置され、正・副委員長の互選を行った。

### ○令和3年5月31日（第2回）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 大都市行財政制度調査特別委員会の調査方針及びテーマについて</li><li>2 大都市制度等に関する調査<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 令和4年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について</li></ol></li></ol> |
|--|

### 会議の内容

#### 1 大都市行財政制度調査特別委員会の調査方針及びテーマについて

##### 概要

本委員会の調査方針及びテーマについて以下のとおり決定した。

- 1 大都市制度等に関する調査
    - (1) 国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について
    - (2) 連携中枢都市圏等の広域連携や特別自治市制度などの大都市制度に関する調査研究について
    - (3) 区別計画の進行管理について
  - 2 大都市にふさわしい行財政制度に関する調査
    - (1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について
    - (2) 大都市税財政制度の充実強化について
- 2 大都市制度等に関する調査
    - (1) 令和4年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

## 概要

冒頭に、委員長から、本委員会において各委員から出された意見、指摘等については、当局から指定都市市長会等の関係団体に伝え、可能な限り反映させるようにしてもらいたい旨の要望があった。

白本は令和4年度の国の予算に関して指定都市共通の、特に重要事項について指定都市20市の市長、議長の連名による共同提案として取りまとめ、各省庁の翌年度予算概算要求書の取りまとめに入る段階で、政党及び政府に対し要請活動を行っているものである。今後の予定としては、6月下旬に提案内容が決定され、7月中旬を目途に要請活動を行う。その後、下記の16項目の提案事項について、税制課長、財政課長、大都市・広域行政担当課長、こども企画総務課長、道路港湾管理課長、医療助成課長、保健管理課長、こども福祉課長、デジタル担当課長、国保年金課長、環境保全課長、教育給与課長、学校施設課長、下水道河川計画課長から、資料により説明があった。

- ①「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対応」
- ②「真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正」
- ③「大都市税源の拡充強化」
- ④「国庫補助負担金の改革」
- ⑤「地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止」
- ⑥「多様な大都市制度の早期実現」
- ⑦「子ども・子育て支援の充実」
- ⑧「「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実」
- ⑨「インフラ施設の長寿命化対策」
- ⑩「子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策」
- ⑪「システム標準化及びガバメントクラウド構築に対する指定都市への意見聴取等」
- ⑫「医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立」
- ⑬「脱炭素社会の実現」
- ⑭「学校における働き方改革の推進」
- ⑮「義務教育施設等の整備促進」
- ⑯「下水道事業における国土強靱化等のための財源の確保」

## 【主な質問等】

### 委員

システムの標準化は、それによって利便性が向上され良いことだと考える。一方で、地方自治体に著しい費用負担が生じるのではないかとも思われる。費用対効果に問題はないのか。

### デジタル担当課長

1つのシステムに多くの自治体が接続することになり、クラウドシステムについても全国共通でスケールメリットも出る。費用対効果については、当然国も考慮していると思うが、今後も費用の点には気をつけて進めてまいりたい。

### 委員

I C T支援員を1校1人配置と書かれている。現状はどうなっているのか。

### 教育研究研修センター所長

現状は、約15名のI C T支援員が各校へ月2回行けるようにしている。1校に1人配置できれば本当に学校側も助かると思う。ぜひ要望していきたいと思っている。

○令和3年8月6日（第3回）

1 大都市にふさわしい行財政制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）

会議の内容

1 大都市にふさわしい行財政制度に関する調査

概要

青本は、大都市行政を総合的に進めるうえで不可欠な税財政制度の充実を目的に、昭和38年度から要望活動を行っているもので、毎年、指定都市共通の税財政制度の改正に関して、指定都市の市長・議長の要望をまとめているものである。

次の令和4年度要望（案）について、財政課長、税制課長から説明があった。

・重点要望事項（税制関係）

- 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

・重点要望事項（財政関係）

- 1 国庫補助負担金の改革
- 2 国直轄事業負担金の廃止
- 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

・要望事項（税制関係）

- 1 消費・流通課税の充実
- 2 所得課税の充実（個人住民税）
- 3 所得課税の充実（法人住民税）
- 4 固定資産税の安定的確保
- 5 定額課税の見直し
- 6 税負担軽減措置等の整理合理化

・要望事項（財政関係）

- 1 国庫補助負担金の超過負担の解消
- 2 地方債制度の充実

【主な質問等】

委員

固定資産税のところではコロナの関係が出ていたが、ほかの税収について、コロナ関係で減収になる部分が多いと思うがどうなのか。

税制課長

固定資産税では、収益が減った中小企業などに対して、減免、軽減したものについて、国から減収になった分を補填してもらう。

固定資産税の負担調整を行い、土地などの評価が上がったものについては、課税標準額を据置きにし、実際の税負担を上げていない。上げていないということで税収はその分減ることにはなるが、ある程度地方交付税で補填されることになっている。

○令和3年10月8日（第4回）

1 大都市にふさわしい行財政制度に関する調査

- (1) 各政党個別要望項目（大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目）について

会議の内容

1 大都市にふさわしい行財政制度に関する調査

- (1) 各政党個別要望項目（大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目）について

概要

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望の際に提出する各政党個別要望項目（本市単独要望項目）について、委員長より提案があった。これらの項目について、本市の現状等を当局から聴取し、協議した結果、委員長提案のとおり決定した。

決定した要望項目は以下のとおり。

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
- 2 特別自治市制度の確立について
- 3 自治体DXの推進等について
- 4 特別教室等への空調整備事業について
- 5 GIGAスクール構想の実現について
- 6 地域公共交通の確保について
- 7 河川整備の着実な推進について
- 8 下水道の整備について

○令和3年12月24日（第5回）

1 大都市制度等に関する調査

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| (1) 岡山市第六次総合計画前期中期計画 | 北区区別計画の取組状況について |
| (2) 岡山市第六次総合計画前期中期計画 | 中区区別計画の取組状況について |
| (3) 岡山市第六次総合計画前期中期計画 | 東区区別計画の取組状況について |
| (4) 岡山市第六次総合計画前期中期計画 | 南区区別計画の取組状況について |

会議の内容

1 大都市制度等に関する調査

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| (1) 岡山市第六次総合計画前期中期計画 | 北区区別計画の取組状況について |
| (2) 岡山市第六次総合計画前期中期計画 | 中区区別計画の取組状況について |
| (3) 岡山市第六次総合計画前期中期計画 | 東区区別計画の取組状況について |
| (4) 岡山市第六次総合計画前期中期計画 | 南区区別計画の取組状況について |

概要

各区別計画の5年間の取組状況について、施策展開の方向性に沿って事務事業の説明があった。

【主な質問等】

委員

新型コロナの影響でなかなか地域活動ができていないため、一度イベント等が減ってしまうと、もう一度やり直すことやもう一回頑張ることができないところも出てくる。区役所からアフターコロナに向けて、一度絆が切れるとなかなか再活動しにくいいため、継続

的にいろいろな話をしてもらいたいと思う。今の新型コロナの状況下でどのように取り組んでいるか。

**南区役所総務・地域振興課長**

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、地域のお祭り等は今年度においても実施件数はかなり減っている。その中でも、地域の防災への取組などを継続しているところもあるため、ほかにお祭りなどを行っているところについても引き続き連合町内会長と話をしながら、積極的にやってもらえるようにしていきたい。

○令和4年6月3日（第6回）

**1 大都市制度等に関する調査**

**(1) 令和5年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について**

**会議の内容**

**1 大都市制度等に関する調査**

**(1) 令和5年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について**

**概要**

冒頭に、委員長から、本委員会において各委員から出された意見、指摘等については、当局から指定都市市長会等の関係団体に伝え、可能な限り反映させるようにしてもらいたい旨の要望があった。

白本は、令和5年度の国家予算に関して、指定都市共通の特に重要な事項について指定都市20市の市長、議長の連名により、関係省庁への要望活動を行っているものである。今後の予定としては、6月中下旬に提案内容が決定され、7月上旬、中旬を目途に要請活動を行う。

その後、下記の16項目の提案事項について、関係課長から、資料により説明があった。

- ①「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対応」
- ②「真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正」
- ③「大都市税源の拡充強化」
- ④「国庫補助負担金の改革」
- ⑤「地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止」
- ⑥「多様な大都市制度の早期実現」
- ⑦「子ども・子育て支援の充実」
- ⑧「「G I G Aスクール構想」の推進に向けた制度の充実」
- ⑨「地方公共団体情報システムの標準化・共通化の課題の解決」
- ⑩「子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策」
- ⑪「脱炭素社会の実現」
- ⑫「ウィズコロナ・ポストコロナ時代における中小企業等の事業継続と前向きな取組への支援」
- ⑬「インフラ施設の長寿命化対策」
- ⑭「地域医療体制の維持に対する必要な財政支援」
- ⑮「義務教育施設等の整備促進」
- ⑯「下水道事業における国土強靱化のための財源の確保」

## ○令和4年7月12日～7月13日（行政視察）

### ■視察日程

- |   |              |          |      |
|---|--------------|----------|------|
| 1 | 令和4年7月12日（火） | 午後0時50分～ | 横浜市  |
| 2 | 令和4年7月13日（水） | 午後0時50分～ | 名古屋市 |

### ■調査項目

- 1 横浜市  
・他の市町村との広域連携について
- 2 名古屋市  
・特別自治市について

### ■視察報告

#### 1 横浜市（神奈川県）

##### 他の市町村との広域連携について

（政策局大都市制度推進本部室大都市制度・広域行政部長 藤村 英樹氏，  
政策局大都市制度推進本部室広域行政課長 須田 浩美氏から説明）

(1) 横浜市と川崎市，横須賀市，鎌倉市，藤沢市，逗子市，大和市，町田市が連携にいたった経緯や連携の概要について

基礎自治体ならではの視点から，水平・対等の関係で，圏域全体の「行政サービスの維持・向上」，「地域コミュニティの活性化」，「持続可能な成長・発展」等を目指すことを目的として平成23年に8市連携市長会議を設置した。

(2) 「8市の未来予測」に向けた分析・整理の概要について

平成30年7月に開催した8市連携市長会議において，2040年頃における課題（少子高齢化，公共施設老朽化，東京都区部への一極集中等）を見据え，8市が連携して短期，中長期的の両面から取り組むことに合意した。

令和元年度から令和2年度にかけて，総務省委託事業「新たな広域連携促進事業」を活用し，中長期的な共通課題の研究・検討を行い，令和3年6月に，「8市の未来予測等に関する報告書」をとりまとめ，公表した。

(3) 若手職員勉強会の開催について

今後の8市連携の取組を進めるため，2040年頃に8市の中核を担う世代の職員を対象に，広域連携に対する意識醸成や基礎知識の習得と，職員間の将来にわたるネットワークの構築を目指し，広域的な課題の解決に向けた連携政策の提案書を作成するワークショップ等を含む研修として，8市連携スタディミーティング（若手職員勉強会）を開催している。

(4) 8市間での連携施策に係る検討・協議（部局長級会議・課長会議）について

8市連携の円滑な推進を図るため，平成30年の市長会議において，両会議を設置することに合意した。

毎年2～3回，両会議を開催しており，部局長会議において，年間の取組を協議するとともに，その実績を報告している。

(5) その他，注力している取り組みなどについて

令和3年の市長会議において合意した，具体的な連携の取組について，事務レベルでの検討会を設置し，研究・検討を進めている。

(6) 今後の課題と展望について

具体的な連携の取組について、研究・検討を進めているが、取組を進める個々の分野について、各市間で現状を共有することや課題意識をすり合わせるところから丁寧に行っていく必要があると考える。

【主な質疑応答】

- 委員 様々な8市のデータをホームページなどに公開されているとのことだが、企業などがデータを見て何かアクションをかけてくることがあったか。
- 横浜市 企業からのアクションは今のところない。ただ、オープンデータの取り組みは、恐らく各市で取り組まれていると思うが、できるだけ加工しないデータを我々の方で提供することで、使いたいと思った方がいつでも使えるようにしている。できれば関心を持って見ていただけるといいと思うが、今のところ残念ながらない。
- 委員 8市が対等平等とのことだが、市の大きさが様々であるため、平等に行う上で苦労したことがあるか。
- 横浜市 水平・対等という部分は、ちょっと我々が言うところ幅ったいこともあるかもしれないが、やはり人口規模や実態の規模でいうと、政令指定都市である横浜や川崎は、他の自治体より当然規模としては大きい。私は財政分野が長いので財政的な視点でいうと、例えば財政規模だけで見ると当然政令指定都市は大きい。1人当たり、或いは財政力指数、義務的経費の割合などで見てみると、比較的状况としては近いところが多いと思っている。
- そのため、連携中枢都市圏とは発想として少し立ち位置が違うと思っており、岡山市は中国四国地方の中では景気の中核として、他の自治体の市や町と比べると、圧倒的に吸引力が高いと思う。しかし、横浜を中心とした8市の連携は、そこまで横浜だけが突出しているという感じではなく、大きさだけで見るとそういうふうに見えてしまう部分もあるが、もともと連携中枢都市圏の対象に三大都市圏はなっておらず、量的ではない部分で比較的に見た場合、少なくとも我々としては横浜だけだという感じはない。
- 委員 若手職員勉強会における若手の概念について、若手の方が公募で手を挙げた人は全員出ることができるのか。または、何か論文を書いて選ばれた人が出られるというような要件はあるのか。
- 横浜市 若手職員は、各市3名ずつまでということで、基本的には大体何人か手を挙げており、各市の中でセクションしていただいていると思う。先着順ということは多分ないと思うが、経験や年数など勘案して、決めていただいていると理解している。
- 委員 国の予算の取り方について、横浜市が代表してとっているのか。または8市がそれぞれとっているのか。
- 横浜市 国の予算については、横浜市の方で申請をして横浜市の予算として計上している。逆に言うと、他の7市に何か作業をお願いするなど、特にそういったことはやっていない。
- 委員 若手職員勉強会について、毎年メンバーは変わるのか。
- 横浜市 1年ごとに変わる。ただ、8市の中で確か1人、令和2年度、令和3年度と続けて出た人がいたが、それはそのときに改めて手を挙げて選んでもらったということになっているため、基本的に毎年変わる前提になっている。
- 委員 令和4年度のスタディミーティングは5回とあるが、研修やスタディミーティングをすることで提案するということか。
- 横浜市 基本的には最終回で、実現可能性云々は置いていて、少なくとも政策提案をやってもらうことを予定している。
- 委員 大体提案する内容は何か決まっているのか。



- 横浜市 課題自体は、その集まりの中で考えてもらうことであり、去年だとたまたま3つのグループとも福祉関係が多く、結果的に似たような提案が多かったが、最初からそれに絞ってやってもらうということではない。そういう意味で言うと、お題を与えて何かそれをやってもらうということではない。
- 委員 8市で人事的な交流はあるのか。
- 横浜市 今はないと思う。ただ今後、特に技術職員について、例えば派遣や研修みたいな形でやるのかなど、すごく困っているようだ。喫緊の開発などが迫っている中で、どういうやり方で技術職員を確保するのかというのは、まだわからない。この仕組みの中で何か人事交流をしていこうというそこまでの話にはなっていない。
- 委員 8市の連携ということだが、8市でいろいろと話をしていく中で、県との関わり合いをどう考えているのか。
- 横浜市 県との関わり合いについて、何か県に事前にお伺いを立てたとか、そういうことは特にやっていない。あくまで基礎自治体同士の取り組みであり、また、町田市が入っているため、神奈川県を飛び出していることもあり、言わなくて済む方便になっているところもあるかもしれない。横浜と神奈川県はいろいろあり、だからという訳ではないが、我々から県に事前に情報提供するなど、何かをしているということはない。もしかしたら、8市の中ではもう少し県との関係を意識しているところもあるかもしれないが、我々としては、基礎自治体同士の集まりということでやっているため、特に県の方の関係を考えていることはない。
- 委員 若手の方がいろいろ提案をしていくということで、一のテーマで高齢者福祉についてこういうことをやりましょうという提案をした場合、8市各自が自分の市の来年度予算に盛り込んでいくのか。また、こういうのを決めたので、各市長の方にこういう提案をぜひやってくださいというような、アプローチの仕方について教えてほしい。
- 横浜市 若手職員の提案について、去年の提案でいうと、せっかくやったんだからということで情報提供を担当部局にしたが、それをどう使って、何をやるかまで強制することを事前に約束して始めたことでもない。知らないところで、若手職員が政策論などを知らずに、自由に発想したものの結果だけが福祉部局とかにきて、後を任せることになる、なかなかうまくいかないかもしれない。しかし、何かヒントになることがあるかもしれないから、ぜひそれを皆さんで見てくださいということになった。そのあたりをどうしていくのが一番いいのか、自分としてもとても悩んでいる。

#### 【視察所感】

8市の人口状況や人の移動状況など、様々なデータを基に未来を予測し、高齢者人口が増えることなど将来への対策をどうするか検討している。8市の中でも各市の状況は様々であり、例えば高齢者人口が既に多い市もあるため、こうした状況が、将来の各市の姿になることを意識して対策を考えることが重要と感じた。図書館の相互利用や災害時の相互応援など、1つの市だけでは対応が難しいことを複数の市で行うことで、スケールメリットを働かせていた。各市で共通の課題認識を持つこともできるような、デジタル化への対応や技術職員の不足、プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動などについても、議論を深めることができる仕組みとなっており、本市にとっても参考になる取組と感じた。

## 2 名古屋市（愛知県） 特別自治市について

（総務局企画部大都市・広域行政推進室長 前田 浩史氏から説明）

### （1）特別自治市を目指す経緯

地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的として、地方分権改革推進法が平成 16 年 4 月 1 日に施行された。それ以降、地方に対する規制緩和や権限移譲を中心に、全部で 4 回にわたって改革を行った。

平成 23 年 4 月には、それらの成果として、第一次地方分権一括法が成立した。このような背景のもと、平成 20 年度に向けた名古屋市の独自の国家予算要望の中において、新たな大都市制度の創設を要望している。この段階では、特別自治市など新たな大都市制度について国で検討していただきたいという内容だった。

平成 22 年度の、平成 23 年度向けの国家予算要望から、指定都市市長会では、大都市の果たす役割を明確にするとともに、イメージをより具体的にするという目的で、それまでの大都市制度の創設という目的から、特別自治市（仮称）の創設という形とし、具体的に特別自治市という名前を掲げた。同じく指定都市市長会の白本の要望でも、この年から特別自治市（仮称）の創設を並行して要望している。

平成 22 年 7 月には、指定都市市長会が新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案を公表しており、また、平成 23 年 8 月に、国に第 30 次地方制度調査会が設置された。大都市制度のあり方や基礎自治体の担う役割について、総理大臣から諮問され、調査・審議がなされた。平成 25 年 6 月に、第 30 次地方制度調査会の方が答申を出している。この中での特別市（仮称）は、名古屋市が言っている特別自治市と同じ概念だが、大都市の制度としては非常に意義あることだと述べつつも、並行して検討すべき課題と提示された。

こういったことを受けて、平成 25 年度に名古屋市独自に有識者懇談会を開催し、名古屋市が目指すべき大都市制度についての具体化を図るということで、有識者の方から多岐広範にわたる意見をもらった。この意見と特別市の理念を認めるという第 30 次地方制度調査会の答申や議会からの要望も踏まえて、平成 26 年 3 月に名古屋市が目指す大都市制度の基本的な考え方というのを作成した。

基本的な方向性の一つとして特別自治市の制度の創設を掲載している。

名古屋市がめざす大都市制度について、名古屋市の自立と名古屋大都市圏の一体的な発展を目指すということを基本理念に掲げている。基本的な視点として、県域全体の牽引、成長のエンジンとして行財政面における自主・自立、地域ニーズへのきめ細かな対応という 3 点を掲げている。

将来にわたって市民の豊かな生活を実現することと、名古屋大都市圏の中心都市として、県域全体の発展、さらには日本の成長エンジンとなることが大都市に求められる役割と考えている。今後これらの取り組みをさらに推進していく。特別市になるには国の法制化が必要であるため、取り組んでいることが指定都市の権限移譲である。身近な例だと、名古屋市に県管理の河川が約 18 本あり、そのうちの大きな河川については名古屋市に権限を移譲してもらうことで、護岸改修や沿岸の開発など、他のまちづくり施策と一体的に推進していく考え方ができ、こういった権限移譲の推進に積極的に取り組むことで、少しずつすべての権限を持った特別自治市に近づいていく。

もう一つは、広域連携の推進に取り組んでいる。地域が大都市圏の競争に勝ち抜き、また、この圏域の全体の底上げのためにも近隣の自治体との強い繋がりが必要である。

最近では、防災分野で民間事業者が災害時の応急生活物資の供給を協力するという協定を締結している。現在、こういった協定に基づいて消防センターの統合化が進んでいる。観光分野においては、旧尾張藩の繋がりとということで、かつて尾張藩で一緒だった近隣の市町と特産の紹介や観光 PR を一緒に行っている。また、昔からの近隣市町のごみの受け入れをしている。交通分野については、市域を越えて市バスを走らせている。

こういったことを進めることによって、少しずつ特別自治市に近づき、また、国に特別市の法制化を並行して要望していくのが、特別市への名古屋市の取り組みである。

#### (2) 国等への提案について

例年1月の下旬に、市長と副市長が国等に対して本市の独自要望や提案を行っている。

その中の項目の一つとして、特別自治市の創設と掲げており、総務省や地元選出国会議員の方々に対して要望を実施している。

昨年度は、市長が熊田総務副大臣を伺って要望活動を行った。地方選出の国會議員、あるいは総務省の方につきましては、副市長の方で要望活動を行った。

#### (3) 関係自治体（県や周辺市町村）との意見交換について

広域連携の推進の中で、近隣の38の市町村と一緒に広域連携の推進について様々な取り組みをしている。

その中の一つとして、38の近隣市町村の企画担当課長を担当とした広域連携に関する研究会を設けた。名古屋市主催で年に3回ほど実施しており、直近では令和3年7月に、広域連携研究会の中で特別自治市の概要等について、各近隣の市長に説明した。38の近隣市町の首長を対象とした近隣市町村長懇談会を年1回、名古屋市主催で開催しているが、令和3年8月の開催時には、名古屋市が目指す大都市制度である特別自治市の紹介をした。

愛知県については、昨年指定都市市長会では多様な大都市実現プロジェクトが立ち上がっており、最終報告を令和3年11月に行ったため、この最終報告を県の企画課長に説明を行った。

#### (4) 市民への広報啓発について

特別自治市の創設の要望と並行して、平成25年度から、市民をはじめとした誰でも参加してもらえる大都市制度講演会を開催した。コロナがあったため、令和2、3年度は、YouTubeで講演を動画配信した。昨年度は、大阪大学大学院法学研究科の教授である北村氏に講演をしてもらった。講演した動画を約1ヶ月配信して、市民に視聴してもらった。

そのほかには、「名古屋市がめざす大都市制度」のパンフレットをウェブ上に公開したり、パンフレットを折に触れて市民に配布し、広報啓発した。

#### (5) その他、注力している取り組みなどについて

庁内で、新規採用者、係長昇任前、新任課長、新任部長に研修を実施している。今年度からは、新任部長の研修については、副市長が講演することで取り組んでいる。

そのほか、庁内では、大都市や広域行政を総合的に検討したり、調整する場として、大都市広域行政検討会議を設けている。令和2、3年度については、指定都市市長会における「大都市制度実現プロジェクト」について、中間報告や最終報告等について説明している。

#### (6) 今後の課題と展望について

課題は、特別自治市が実現した場合、市民生活におけるメリットが、少し分かりづらく、どうしても行政だけにメリットがあるのではないかと捉えられるところがある。市民生活にどういった好影響があるのか、少し整理していかなければならない。

また、他には名古屋市だけが良い思いをするのではないかと思われることであり、近隣の市町村への理解の浸透が課題である。特別自治市はお互いにウィンウィンの関係にあり、この圏域の活力を高めて底上げする意味でも、こういった制度が必要ということを知り、理解を求めていくことが大切になる。

特別自治市を目指すにあたって、権限移譲に若干及び腰の部署もある。基礎的自治体として権限をもらうことによって、市民生活が豊かになり、きちんと責任をもって、サービスを提供することもできる、こういうことを浸透させながら、権限移譲についてしっかり進めていかなければならない。

今後の展望としては、指定都市市長会の「多様な大都市制度実現プロジェクト」の場などを活用して、他の指定都市と議論を深めながら、特別自治市のメリットについて整理する。各都市の市民だけでなく、法制化ということで国民的な議論をしてもらう。市民に最も身近な基礎的自治体として、市民サービスを向上させて市民満足度を高めていくためには、理解度を深めて、必要な権限や財源措置について可能な限り移譲を進めていくことが必要になる。

現在、第33次の地方制度調査会が、今年1月に首相の諮問により立ち上がっている。この中で地方自治体間のあり方が諮問されており、そういった議論を踏まえつつ、指定都市市長会などと連携していく。また、行政と政治の両輪でやっていくことが必要であり、そういったことを国会議員にも要望していく。

#### 【主な質疑応答】

- 委員 河川の整備などの権限が移譲されているとのことだが、岡山県にも大きな河川が3つある。岡山の河川は県が管理しているが、河川の権限の移譲は簡単にできるのか。
- 名古屋市 当時は、何年もかけて県と調整をしたと聞いている。17年前なので、詳しい記録はあまり残っていないが、何年もかけて権限の移譲についてお願いしている。特に、堀川沿いのオープンカフェについて、これは河川ではあるが、実際には名古屋城を築城した時に掘った運河であり、水源がない。県の管理するところだと木曾川などの大きい河川に集中してしまい、なかなかこういう都市河川まで県が注力してくれなかった。今でこそほとんど言わなくなったが、どうしても水の動きがない分、当時はかなりのヘドロがたまっていた。かなり匂いもあった中で、市民の方から多くの要望をもらいながら県と調整して、市内の県管理の河川について、市に移譲していただいた。堀川だけではなくて、市内にある別の河川を含めて4つの大きな川の管理権をもらった。堀川沿いのオープンカフェとパンフレットに記載してあるが、当時はこのような護岸ではなく、ここで材木などを流すところであり、岸壁だったためセットバックした。護岸を改修しないとできなかったが、県に護岸の改修をしてくれと言ってもなかなか進まないということで、護岸改修も含めて、名古屋市に権限移譲していただいた。
- 委員 県からどんどん権限をくださいと言ったら、県と市の関係が悪くなるのではないか。
- 名古屋市 県には、逆に言うところの権限を持っていってくれというのを毎年示してもらっており、引き受けるのがどうかという権限もあったりして、なかなか上手くいっていない。県から市へ権限を移譲していくことが基本的な流れだと思っており、大都市圏が自立してやっていければ、県はそれ以外に注力できるというのが名古屋市の考えである。どういったところに重点的に対応していくのかという考ことでは、ウィンウィンの関係になるのではないかと考えている。
- 委員 名古屋市には、まだ市街化調整区域があるのか。岡山市は8割くらいが市街化調整区域である。また、緑が多く素晴らしく広い地域だが、これをした殿様は誰か。
- 名古屋市 名古屋市では、特に南部地域に市街化調整区域が残っている。緑が多いと言われたが、名古屋市は白い町と言われていた。戦後、どの地域も空襲で焼けてし

まい、その後、今後モータリゼーションが起きてくるということで自動車を中心とした街づくりを行い、広い道路を造ることがあったため、当時それを揶揄して白い町と言われていた。市域内に緑が少ないということで、南部地域では江戸時代に干拓し、そこを水源地域としている。そういったところがまだ残っており、現在も市街化調整区域となっていると思う。市街化調整区域は大雑把にいて大体5%くらい。

この辺りには緑が多いが、名古屋市役所の住所地は三の丸1丁目1番地であり、名古屋城の城内の一部である。本丸と二の丸が、今の我々が名古屋城と呼んでいる所であり、観光客の方々に来てもらっている。三の丸になってくると、少し中堅に近い方になるが、武家屋敷が立ち並ぶ所であり、明治維新後は、今ある名古屋城と名城公園という所は城の一部であるが、藩主が庭園化して遊ぶ所だった。そこには焼き物の釜や、少し狩猟のまねごとをするような所があり、今は名城公園という形で市民が憩える場としている。そういったところを官庁街にしており、比較的都市計画は作りやすかったため公園を配置していた。当時のこの町の基本的な設計図を書かれたのは初代藩主の徳川義直という家康の九男であるが、実際にこの町のランドデザインを書いたのは家康公と聞いている。

- 委員 県と市が話をすれば、権限移譲はいろんなことができるのか。
- 名古屋市 もちろん法律を改正しなければいけないものもあるが、県の特例条例ということで権限を特別に移譲するという条例などもあるため、そういった形でできるものもある。
- 新型コロナウイルス感染症関係は、なかなか難しいということで法改正が必要だが、権限によっては指定都市に移譲することができる。
- 委員 県の条例で定めているものは移譲ができるということか。
- 名古屋市 その通り。
- 委員 第30次地方制度調査会で特別自治市のことが議論されたが、なぜできないことになったのか。
- 名古屋市 答申の中では特別市という表現だったが、こちらについては意義があることだと認めてはもらった。ただ、課題があるということで、例えば区のあり方や県警察権限、税財政について、何点か課題があるだろうということで課題も併せて示された。こういうことを解決する必要があると併記されている。
- 委員 今回の第33次地方制度調査会の諮問の中には、22年度の答申で出た課題についてやるのか。
- 名古屋市 直接的には、現在のコロナなどいろいろな感染症の関係やDXが進展していることを踏まえて、国と地方、地方自治体間のあり方について議論するとされており、直接、第30次地方制度調査会の内容について再度検討するという内容ではない。骨太の方針の中で、この第30次地方制度調査会の結果を踏まえて、法整備を視野に入れつつ東京圏等の大都市を含む自治体間の役割分担や権限のあり方を明確化すること、となっているため、我々としては特別自治市の法制化を求めており、当然この中で議論していただけるものと期待している。
- 委員 特別自治市が法整備に至るまではなかなか難しいと考えた方が良いか。平成23年には大阪都構想があり、より大都市制度の問題や、府や県と市の役割が議論された時だった。それと一緒に特別自治市制度も議論されたと記憶しているが、今回の第33次地方制度調査会の場合はそこまでの状況ではなく、権限移譲の課題は第一歩としてやっていかないといけないと思うが、一足飛びに特別自治市制度までに話がいくような感じではないと思うが、どうか。
- 名古屋市 指定都市という制度、都構想という制度、それらができるのであれば特別自治市という制度についても法制化してほしい。現在の指定都市のすべてが、都構

想か特別自治市に移行するわけではなく、それらが併走する状態をつくってほしい。現在、確かに第33次地方制度調査会で直接的に議論しているわけではないが、指定都市の固有の事務についてはしっかりやっていかなくてはならない。都構想についても、行政だけではなく、維新の会が政治運動としてやられていた。私どもも、これについては行政と政治が両輪となってやっていかなければならないと思う。

- 委員 感染症に関わる事務の問題で、コロナの関係だが、話を聞くと岡山市も同じような形で県が主導されていたため、県の方と連携がなかなかできなかったというか、県の方が先に、相談も無い状況でいろんなことをされたようだ。ここは非常に県庁と市役所が近いが、県との連携は非常に厳しかったか。
- 名古屋市 私どもも、隣に県庁があり、県のコロナの対策の部署とは毎週定例的にミーティングをやっていた。もちろん、定例的なものに加えて緊急なものはやっていくが、一部初動が遅れる部分があったり、或いは岡山市と同じ状況だが県知事が一歩先に前に出られてしまったことがあった。概ね協調や連携ができているが、一部にそういったことがある。それを突き詰めていくと、やっぱり運用上の権限がないということになる。権限をいただければ、市単独で判断ができ、迅速に市民の命を守ることができるのと感じる。
- 委員 特別自治市がもし実現すると、名古屋市内の県民税はどういう取り扱いになるのか。
- 名古屋市 権限に見合う財源もセットで移譲していただきたいとお願いしているため、この地域の市民の方々が納めている県民税は、名古屋市が徴収する。その分、県から移譲してくる権限に合わせて財源が必要になるため、そちらにあてさせていただく。
- 委員 愛知県としては、名古屋市から県民税が抜かれると非常に厳しい状況になるのではないか。
- 名古屋市 地方自治体は、財源に不足があった場合は交付税があるため、万が一県で財源不足が発生すれば、まず国において交付税措置がされるものとする。
- 委員 市民的議論は、名古屋市の中ではどのような状況か。名古屋市は、特別自治市の法制化を進めており、特別自治市はそれぞれの市で選んだらいいという立場だ。一足飛びにやると道州制に繋がると思っているが、そういう考えがあるのか。
- 名古屋市 市民的議論は、若干我々も力不足であり、なかなか機運の醸成がそこまでできていない。実際的な市民生活に与える影響について、なかなか今は説明できないところがあり、そこは正直に言って力不足だ。  
基本的には、特別自治市の議論と道州制の議論は、全く別個のものだと考えている。ただ、道州制はこの国の地方自治のあり方を変えていく考え方の一つであるため、その議論ができれば当然特別自治市もついてくる。議論が起こらなかったとしても私どもとしては、それとは切り離して特別自治市を求めていく。

#### 【視察所感】

特別自治市を目指すことは、根底に権限と財源の移譲の問題と二重行政の問題があると感じた。県が一括で行った方が良い業務もあれば、市が直接した方が良い業務も現在ではあり、そういった業務の線引きの仮の姿が指定都市と言われている。名古屋市の場合は、河川は県が管理していたが、県では管理できないために名古屋市が管理するようになったとのことであり、市が直接行った方が良い業務の一例であった。特別自治市になればすべての業務を市が行うことになるため、このような事例を積み重ねていくことで、特別自治市になることのメリットとは何かを市民に感じてもらえるのではないかと感じた。その上で、広報啓発していくことが機運の醸成につながるのではないかと感じた。

○令和4年8月9日（第7回）

1 大都市にふさわしい行財政制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

会議の内容

1 大都市にふさわしい行財政制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）について

概要

青本は、大都市行政を総合的に進めるうえで不可欠な税財政制度の充実を図ることを目的に、昭和38年度から要望活動を行っているもので、毎年、指定都市共通の税財政制度の改正に関して、指定都市の市長・議長の要望をまとめているものである。

次の令和5年度要望（案）について、財政課長、税制課長から説明があった。

・重点要望事項（税制関係）

- 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

・重点要望事項（財政関係）

- 1 国庫補助負担金の改革
- 2 国直轄事業負担金の廃止
- 3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

・要望事項（税制関係）

- 1 消費・流通課税の充実
- 2 所得課税の充実（個人住民税）
- 3 所得課税の充実（法人住民税）
- 4 固定資産税の安定的確保
- 5 定額課税の見直し
- 6 税負担軽減措置等の整理合理化

・要望事項（財政関係）

- 1 国庫補助負担金の超過負担の解消
- 2 地方債制度の充実

【主な質問等】

委員

要望してもなかなか前に進まない案件が多い。根幹的な制度を含めて変えていくことで税源移譲をしていかないと、要望しても現実味がないのではないか。

財政局次長

同じ要望項目であっても要望していくべきだろうというのが、政令市20市の総意と思われる。国における見直しのタイミングは、抜本的な見直しの雰囲気や世論ということがあったときに 行われるのではないかと思うが、要望し続けておかないと途絶えてしまうので継続することが重要である。例えば、三位一体改革のような大きな議論になった場合に、色々な税財政の改革があったが、そういった大きな改革の際には特別自治市も含めてこの税財政のなかで改正されていくので、その間粘り強く国に対して考えを伝えていくことが一番適切と考えている。

○令和4年10月5日（第8回）

1 大都市にふさわしい行財政制度に関する調査

- (1) 各政党個別要望項目〔大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目〕について

会議の内容

1 大都市にふさわしい行財政制度に関する調査

- (1) 各政党個別要望項目〔大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）の際に提出する単独要望項目〕について

概要

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望の際に提出する各政党個別要望項目（本市単独要望項目）について、委員長より提案があった。これらの項目について、本市の現状等を当局から聴取し、協議した結果、委員長提案のとおり決定した。決定した要望項目は以下のとおり。

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
- 2 特別自治市制度の確立について
- 3 自治体DXの推進等について
- 4 特別教室等への空調整備事業について
- 5 GIGAスクール構想の円滑な運用と推進について
- 6 地域公共交通の維持について
- 7 河川整備の着実な推進について
- 8 下水道の整備について
- 9 選挙に対するデジタル技術の推進について
- 10 国による子ども医療費助成制度の創設について

○令和4年10月28日（第9回）

1 大都市制度等に関する調査

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| (1) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 | 北区区別計画の取組状況について |
| (2) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 | 中区区別計画の取組状況について |
| (3) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 | 東区区別計画の取組状況について |
| (4) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 | 南区区別計画の取組状況について |

会議の内容

1 大都市制度等に関する調査

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| (1) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 | 北区区別計画の取組状況について |
| (2) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 | 中区区別計画の取組状況について |
| (3) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 | 東区区別計画の取組状況について |
| (4) 岡山市第六次総合計画後期中期計画 | 南区区別計画の取組状況について |

概要

各区別計画の令和3年度の取組状況について、施策展開の方向性に沿って事務事業の説明があった。

【主な質問等】

委員

東区の計画に、鳥獣についてあまり書かれていないように見受けられるが、記載しているか。



**農林水産部長**

東区の計画には具体的には書いてないのかもしれないが、瀬戸も含めて東区はかなり  
の鳥獣の被害があると承知している。令和3年度から、市内8地区のモデル地区を設定  
して地元の方と専門の事業者を入れて様々な取組・対策を着実にっており、イノシシ  
の数について、データ上は減っていると考えている。

○令和5年1月13日（第10回）

**1 大都市行財政制度調査特別委員会調査報告書（案）について**

**会議の内容**

**1 大都市行財政制度調査特別委員会調査報告書（案）について**

**概要**

報告書（案）について委員間で協議を行い、最終的な報告書については、正・副委員長  
に一任することとなった。

## ま と め

さらに加速し深刻さを増す少子化・人口減少への対策，長期化する新型コロナウイルス感染症や多発する大規模災害への対応，原油価格・物価の高騰で影響を受ける市民への支援など，急激な社会情勢の変化により，行政需要は増加し，また，多様化，複雑化している。

そのような中でも，本市をはじめ指定都市は，住民の声を一番身近に聞くことができる基礎自治体として，地域のニーズを積極的に把握し，地域の実情に応じた施策の決定・実施を迅速に行う「現場力」と，人口や産業，様々なインフラが集積する大都市として，スケールメリットを生かした一体的な行政運営により効率的かつ高度な住民サービスの提供を行う「総合力」を有しており，多種多様な行政課題に柔軟かつ的確に対応している。

また，指定都市は，国土面積の3.2%に過ぎないにもかかわらず，全国の約2割もの人口が集中しており，人口一人当たり地域内GDPも相対的に高く，不況期においても一貫して全国よりも高い生産性を保持し続け，首都圏，中部圏，近畿圏などの大都市圏の核として，また，各ブロックや道府県を中心として地域経済の発展を牽引する役割を担っている。

今後，経済活動のグローバル化，産業のソフト化・サービス化などの動きの中で，成長性が期待される第3次産業等が集積する大都市は，周辺地域とともに発展するための成長のエンジンとして，日本経済の持続的な成長やデジタル技術を活用した地方創生の一層の推進等に向けて，先駆的かつ先導的役割を果たすことが求められており，大都市に対する期待は大きいものと認識している。

その一方で指定都市は，過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化している。交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題，ごみや排気ガスなどの環境問題，救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題，生活保護やホームレスなどの貧困問題等，全国に比べて指定都市では都市的課題が早くから明らかにされている。

さらに，大都市としての集積性・高次性・中枢性による都市インフラ需要等への対応や保健衛生・教育関係等の大都市特例事務を含む道府県並みの事務など，様々な形で大都市特有の財政需要が増加しており，歳出増の要因となっているが，これらの指定都市の実態に対応した税財政制度が確立しておらず，さらに，事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどにより，指定都市では自主財源による歳入の十分な確保が困難な状況となっている。

こうしたことから，これまで指定都市市長会及び指定都市議長の連名により，政府及び関係機関に対して，「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」，また各政党に対しては「指定都市行財政問題懇談会」などの機会を通じ，提案・要望活動を毎年行っている。

本市においても，指定都市移行後はこの活動へ参加をし，関係各位へ提案・要望を行ってきているところである。

本委員会は，これらを踏まえ，「1 大都市制度等に関する調査」「2 大都市にふさわしい行財政制度に関する調査」の2つの付議事件について，本市の現状や課題等を当局から聴取するとともに，先進都市等への行政視察を実施し，調査・研究をしてきた。あわせて，指定都市特有の課題に対応すべく機会を捉えて政府・関係機関等へ要望活動を行ってきた。

以下，それぞれの調査事件に沿って調査結果の概要を報告する。

### 1 大都市制度等に関する調査

本委員会では，指定都市市長会及び指定都市議長の連名により毎年行っている「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡

充についての要望（通称：青本）」について、また各政党に対して行っている「指定都市行財政問題懇談会」の要望項目について検討を行い、関係各位へ要望活動を行った。

(1) 国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）について

本提案は、昭和47年から、翌年度の国家予算に関して指定都市共通の特に重要な事項について、指定都市市長・議長の連名により、要望活動を実施している。

国の施策及び予算に関する提案事項

令和3年度	令和4年度
① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対応	① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対応
② 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	② 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
③ 大都市税源の拡充強化	③ 大都市税源の拡充強化
④ 国庫補助負担金の改革	④ 国庫補助負担金の改革
⑤ 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	⑤ 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
⑥ 多様な大都市制度の早期実現	⑥ 多様な大都市制度の早期実現
⑦ 子ども・子育て支援の充実	⑦ 子ども・子育て支援の充実
⑧ 「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実	⑧ 「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実
⑨ インフラ施設の長寿命化対策	⑨ 地方公共団体情報システムの標準化・共通化の課題の解決
⑩ 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策	⑩ 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策
⑪ システム標準化及びガバメントクラウド構築に対する指定都市への意見聴取等	⑪ 脱炭素社会の実現
⑫ 医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立	⑫ ウィズコロナ・ポストコロナ時代における中小企業等の事業継続と前向きな取組への支援
⑬ 脱炭素社会の実現	⑬ インフラ施設の長寿命化対策
⑭ 学校における働き方改革の推進	⑭ 地域医療体制の維持に対する必要な財政支援
⑮ 義務教育施設等の整備促進	⑮ 義務教育施設等の整備促進
⑯ 下水道事業における国土強靱化等のための財源の確保	⑯ 下水道事業における国土強靱化等のための財源の確保

(2) 連携中枢都市圏等の広域連携や特別自治市制度などの大都市制度に関する調査研究について

本委員会では、横浜市の取組みを視察し、他都市との連携に関する調査を行った。

横浜市においては、2040年頃における課題（少子高齢化、公共施設老朽化、東京都区部への一極集中等）を見据え、8市が連携して短期、中長期の両面から取り組んでいる。2040年という遠くない未来を見据えて、人材の強化・確保、公共施設の効率化などに向けて協議をしている。連携に関する一例として、人材の強化については、8市連携スタディミーティングや、技術系をはじめとした職員の協働育成や採用方法、退職後の能力活用も含めた人材確保のあり方について、研究・検討も進めている。

公共施設の効率化については、横浜市と隣接する7市と横浜市との間で図書館の相互利用に関する協定を締結していた。また、災害時の応援として食料等の提供や被災者救出施設相互活用等も議論されている。

本市においては、岡山連携中枢都市圏を形成し、様々な取組を進めている。

現在は、第2期岡山連携中枢都市圏ビジョンを策定し、令和8年度中まで取り組みを行う予定である。例えば、結びつきやネットワークの強化として、圏域内の各主体の結びつきやネットワークの強化に向け、施設の相互利用や地域課題解決のための多様な主体の活動支援・拡大、また、圏域マネジメント能力の強化として、圏域市町のマネジメント能力の強化に向け、職員育成や行政サービスの利便性・効率性等の向上に取り組む方向性を示している。その他にも様々な施策を展開する方向性を示しているが、これらは視察した横浜市と同様であり、都市の規模によって詳細は異なるかもしれないが、共通の課題であると考えられる。

これからの人口減少や少子高齢化社会に向けては、公共施設の効率化なども議論されているが、人材の確保が重要な課題と考える。新型コロナウイルスの対策により、テレワーク、オンライン会議などの働き方改革や「新しい生活様式」が浸透し、人々のライフスタイルも変容しており、人材確保のための手段も変容してきているのではないかと考える。こういったことから、他市との連携で職員間の結びつきを高めることやスキルアップを図り、職員の確保・育成を図ることや、互いの市を補い合う体制を構築することは、今後より一層求められると考える。そして、ゆくゆくは圏域を超えて、他の圏域や他県の市町村との連携も視野に入れることが重要になると考える。

また、名古屋市を視察し、特別自治市制度に関する調査を行った。

名古屋市においては、愛知県や近隣市町村をはじめとする圏域の自治体と共に手をたずさえて、圏域全体の発展に取り組んできたが、その中の基本的な方向性の一つとして特別自治市の制度の創設を掲げている。

今後は、指定都市への権限移譲や、広域連携の推進に取り組んでいくが、地域が大都市圏の競争に勝ち抜き、また、圏域の全体の底上げのためにも近隣の自治体との強い繋がりを必要としている。協力の一例として、防災分野では、民間事業者が災害時の応急生活物資の供給を協力するという協定を締結し、協定に基づいて消防センターの統合化が進んでいる。その他には、近隣市町村と広域連携に関する研究会の開催や、市民への広報として大都市制度の講演会やパンフレットを作成している。

こうした状況を踏まえると、特別自治市制度を目指す上で、近隣市町村との連携や公共施設の効率化など、横浜市で調査した広域連携も関係している。県から権限と税財源の移譲を受け、また、近隣市町村と連携して効率よく事務を行うことで、指定都市の発展と圏域の発展の双方を目指すことが、特別自治市に繋がるのではないかと考える。また、特別自治市制度は、国による法制化が必要であるため、市民への広報・啓発で機運の醸成を図ることが重要になる。本市も特別自治市を目指しているが、特別自治市になることのメリットなどを市民とともに考え、本市の発展には何が必要であり、どうしていくべきなのか、今後も議論していくことが重要と考える。

### (3) 区別計画の進行管理について

本委員会では、岡山市第六次総合計画前期中期計画（計画期間平成28年度から令和2年度まで）の各区区別計画と後期中期計画（計画期間令和3年度から令和7年度まで）の策定後の進行管理に関する調査を行った。

まず、前期中期計画の各区区別計画について、計画期間であった5年間の進捗状況について、区づくりの目標と施策展開の方向性の項目に沿って説明があった。

主な質問としては、新型コロナの影響で中止している地域活動について、一度イベント等が減ってしまうと、もう一度やり直すことなどが難しいところもある。区役所からアフターコロナに向けて継続的に話をしてもらいたいと思うが、どのように取り組んでいるか、とのことだった。

次に、後期中期計画の各区区別計画の令和3年度進捗状況について、区づくりの目標と施策展開の方向性の項目に沿って説明があった。

主な質問としては、東区区別計画の鳥獣害の記載の確認だった。

区別計画の進捗状況を確認することで、新型コロナウイルスによって中止されていたイベントの再開に向けてなど各区共通の課題や、各区による個別の取り組みなどを認識した。本市におけるさまざまな課題に対応し、各区の特性を生かしたまちづくりを進めるためには、今後もこの計画に基づいた政策・施策の進捗状況等を注視するとともに、継続的な課題等の検証が求められる。新型コロナウイルスの影響を受けていた令和2年度と3年度を、本委員会で確認したが、今後はウィズコロナ、アフターコロナを見据えた活動をどのように行っていくのか注視していきたい。

## 2 大都市にふさわしい行財政制度に関する調査

(1) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）

(2) 大都市税財政制度の充実強化について ※政党別指定都市行財政問題懇談会について

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望は、大都市行政を総合的に進める上で不可欠な税財政の充実を目的に、昭和38年度から活動を始めており、毎年、中・長期的な観点から税財政制度の改正に関して各指定都市市長・議長の要望をまとめている。

例年、税財政関係担当課長会議（7月）を経て、財政担当局長会議（8月中旬）において要望書案及び要望運動の進め方を決定し、その後、各市において市長・議長による意思決定（9月中下旬）を行った後、10月中下旬に幹事市の市長・議長による内閣府、総務省、財務省、各政党への要望活動を行っている。並行して、税財政関係特別委員長会議を開催（10月上旬）し、要望運動の進め方について協議、決定した後、税財政関係特別委員長による要望活動を地元選出の国会議員へ行い、その後、税財政関係特別委員会委員により各政党別に執り行われる指定都市行財政問題懇談会において、青本要望とあわせて各市個別の要望事項について要望活動を行っている。

本委員会では、岡山市個別要望において、選挙に対するデジタル技術の推進についてといった自治体DXを見据えた新たな要望を盛り込むなど、市民福祉の向上や業務効率化の推進に向けて独自要望事項を検討し、積極的に国に対して要望活動等行動を行った。

なお、令和3年度及び令和4年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン会議により税財政関係特別委員長会議を行ったので、同会議に併せた地元選出の国会議員への要望活動は控えたが、その後、本委員会では、各政党別に執り行われた指定都市行財政問題懇談会に本委員会委員等が出席し、青本要望とあわせて本市個別の要望事項について要望活動を行うとともに、同懇談会に併せて、松本好厚委員長をはじめ本委員会委員等が、岡山県選出の国会議員に対して要望活動を行い、特に、直接要望書を渡すことができた議員には、詳細な説明を行い、熱心に要望内容をお聞きいただいた。

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望事項

令和3年度	令和4年度
① 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	① 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
② 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	② 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
③ 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	③ 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
④ 国庫補助負担金の改革	④ 国庫補助負担金の改革
⑤ 国直轄事業負担金の廃止	⑤ 国直轄事業負担金の廃止
⑥ 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	⑥ 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
⑦ 消費・流通課税の充実	⑦ 消費・流通課税の充実
⑧ 所得課税の充実（個人住民税）	⑧ 所得課税の充実（個人住民税）

⑨ 所得課税の充実（法人住民税）	⑨ 所得課税の充実（法人住民税）
⑩ 固定資産税の安定的確保	⑩ 固定資産税の安定的確保
⑪ 定額課税の見直し	⑪ 定額課税の見直し
⑫ 税負担軽減措置等の整理合理化	⑫ 税負担軽減措置等の整理合理化
⑬ 国庫補助負担金の超過負担の解消	⑬ 国庫補助負担金の超過負担の解消
⑭ 地方債制度の充実	⑭ 地方債制度の充実

各政党との指定都市行財政問題懇談会にあわせて実施した岡山市個別要望事項

令和3年度	令和4年度
① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について	① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
② 特別自治市制度の確立について	② 特別自治市制度の確立について
③ 自治体DXの推進等について	③ 自治体DXの推進等について
④ 特別教室等への空調整備事業について	④ 特別教室等への空調整備事業について
⑤ GIGAスクール構想の実現について	⑤ GIGAスクール構想の円滑な運用と推進について
⑥ 地域公共交通の確保について	⑥ 地域公共交通の維持について
⑦ 河川整備の着実な推進について	⑦ 河川整備の着実な推進について
⑧ 下水道の整備について	⑧ 下水道の整備について
	⑨ 選挙に対するデジタル技術の推進について
	⑩ 国による子ども医療費助成制度の創設について

全国の地方自治体の現状に目を向けると、少子化・人口減少の深刻化等の近年における社会情勢の急激な変化に伴い、社会保障制度の充実・向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要は増加の一途をたどっており、これに対し、税制・財政上の十分な措置がなされていないことなどにより、都市財源の更なる確保は極めて厳しい状況となっている。

さらに、長期化するコロナ禍や原油価格・物価の高騰等で影響を受けた市民生活や経済の支援に加え、本市に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨など、毎年全国でこれまでにない大規模な自然災害が多発しており、復旧・復興費用、防災・減災対策の一層の推進に多額の費用が見込まれ、自治体の財政運営は極めて厳しい状況に置かれている。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として我が国を牽引し、日本経済の持続的な成長やデジタル技術を活用した地方創生の一層の推進に向けて、先駆的かつ先導的役割を担うとともに、少子・高齢化対策、都市の活性化、社会資本の長寿命化、防災対策、脱炭素社会の実現、新型コロナウイルス感染症対策等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していかなければならない。

これまで本市は、大都市が地域の総合的な行政主体として役割を果たすことができるよう、指定都市市長会・指定都市議長会の要望、各政党との指定都市行財政問題懇談会等、様々な機会をとらえ、特別自治市制度の実現について継続して国へ提言してきたが、未だ実現には至っていない。

そういった中、近年の新型コロナウイルス感染症への対応で、指定都市と道府県の事務の二層構造の課題が顕著化することとなった。指定都市は、人口が我が国の総人口の約2割にもかかわらず、重症化率が高いデルタ株（第5波）までの新型コロナウイルス感染者の割合は約3割と人口割合よりも高く、さらに指定都市は、新型コロナウイルス感染症対応に関して、法令上、多くの事務を担っており、医療機関と緊密に連携し、全力で対応に取り組んできた。しかしその一方で、十分な権限と財源が伴わない事務について迅速な対応に支障が生じることとなり、臨時的医療施設・宿泊療養施設の確保の遅

れやワクチン供給の停滞等が大きな課題となった。

指定都市は、人口や感染者数、保健所や医療機関のリソースなどそれぞれの圏域において大きなウェイトを占める最前線の自治体であり、国や道府県と緊密に連携しながら指定都市の状況に応じて国民全体の感染症対策に資する役割を果たしていくことが求められている。全国一律・画一ではなく、地域の実情に応じて最適な手法を選択できることが重要であり、指定都市に財源・権限を移譲することにより迅速な対応が可能となるとともに、道府県も指定都市以外の市町村の対応に注力することができる。

その他にも、近年、国が進める自治体DXの推進には、指定都市への財源・権限の移譲の必要性が非常に高い。国が示すビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のためには、住民に身近な行政を担う基礎自治体の役割は極めて重要となる。自治体においては、まずは、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められるとともに、DXを推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていかなければならない。

また、自治体においてそれらに取り組むDX人材の育成には、圏域において指定都市が中核となってDX人材のコミュニティを近隣自治体と形成し、指定都市が近隣自治体と共同で育成していくことで、圏域におけるDXを促進することができる。

指定都市への権限・財源の移譲については、圏域での指定都市の中核性や規模・能力の点で都道府県と遜色ないことを踏まえ、指定都市が処理できるものは、できるだけ指定都市に移譲することが必要である。

ポストコロナ・DX社会の到来を迎え、市民サービスの向上と持続可能な地域社会を実現していくためには、全国一律・画一的な二層制の地方自治制度から時代に対応した新たな一層制自治体への転換を行い、二重行政を完全に解消するとともに、効率的かつ機動的な大都市経営を行っていかなければならない。

また、地方財政の安定的な運営のためには、議会と市当局が両輪となり、国や関係機関等への提案・要望活動や協議を継続実施し、必要な地方財源を確保するとともに、都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要である。

以上、調査結果の概要を報告してきたが、当局においては、本委員会で出された意見、要望等について、行政課題として強く認識していただき、今後のまちづくりに対する取組を展開し、鋭意努力されることを切に要望するとともに、議会においても、引き続き時宜を捉えて国に対する要望活動を行っていくなど積極的な取組を進めることが求められていることを強く認識し、調査報告書とする。